

処 分 基 準

法 令 名 : 道路交通法
根 拠 条 項 : 第 75 条第 2 項
処 分 の 概 要 : 自動車の使用制限命令
原 権 者 (委 任 先) : 静岡県公安委員会
法 令 の 定 め : 道路交通法第 75 条第 1 項 (自動車の使用者の義務等) 道路交通法施行令第 26 条の 6 (自動車の使用の制限の基準)
処 分 基 準 : 別紙参照
問 い 合 わ せ 先 : 静岡県警察本部運転者教育課
備 考 :

別紙

自動車の使用制限命令の処分量定の基準

使用制限の期間の量定については、原則として、次の基準により行う。

1 用語の定義

この基準において、次に掲げる用語の定義は、それぞれ次に定めるところによるものとする。

(1) 処分対象行為

道路交通法施行令（以下「令」という。）第 26 条の 6 第 1 号及び第 2 号に規定する使用制限の処分基準に該当する場合における当該処分の事由となる自動車の使用者等の違反行為をいう。

(2) 処分事情

令第 26 条の 6 第 2 号の各表の下欄に掲げる事情をいう。

(3) 処分前歴

令第 26 条の 6 第 2 号の各表の下欄（事情欄）の第 1 号に該当する事情をいう。

2 期間の計算

令第 26 条の 6 第 2 号の表の下欄中「過去 1 年以内」という場合の期間の計算は、処分対象行為をした日を起算日として計算するものとする。

なお、この場合において、処分前歴の計算は、その処分期間の始期が過去 1 年以内にあるものについて計算するものとする。

また、1 年間は、365 日とするものとする。

3 処分量定の基準

(1) 処分量定の基準

令第 26 条の 6 に規定する使用制限の処分基準に該当することとなった使用者に対する使用制限の処分期間の量定については、同条に規定する処分対象行為及び処分事情（処分前歴に係る事情を除く。）ごとに、その内容に応じてそれぞれの点数を付し、その合計点数を基礎として行うものである。

(2) 処分対象行為等に付する基礎点数

ア 処分対象行為に付する基礎点数

処分対象行為に付する基礎点数は、それぞれ別表 1 に掲げるとおりとする。

イ 処分事情に付する点数

(ア) 自動車の使用者等の違反行為に付する点数

処分事情のうち、自動車の使用者等の違反行為については、運転者が下命又は容認行為に係る違反行為を行った場合にのみ別表 1 に掲げる点数を付するものとする。

(イ) 交通事故に付する点数

処分事情のうち、使用者等の下命又は容認行為により運転者が違反行為をし、よって人の死傷又は構造物の損壊に係る交通事故を起こした場合の付加点数は、別表 2 に掲げるとおりとする。

(ウ) 使用者等の違反行為の数え方

処分事情のうち、使用者等の違反行為の数え方については、使用者等の下命又は容認行為ごとに1回として数えるものとする。

(3) 処分量定の方法

ア 点数計算の方法

処分量定の基準となる点数の計算方法は、前記(2)、イの(ア)、(イ)及び(ウ)に従い、処分対象行為及び処分事情ごとに付された点数を合計するものとする。

イ 処分期間の量定

処分期間の量定は、前記アの合計点数及び処分前歴の回数に応じて行うものとし、その基準は別表3に掲げるとおりとする。

(4) 政令で定める基準との関係

前記(3)の方法により処分量定を行った結果、処分期間が令第26条の6第1号、第2号にそれぞれ処分対象行為ごとに区分して規定されている処分期間の上限を超える場合には、その上限をもって処分期間とする。

別表 1

処分対象行為及び処分事情の違反行為に付する基礎点数

区 分		点 数
酒酔い運転		36 点
麻薬等運転		36 点
無免許運転		26 点
無資格運転		16 点
酒気帯び運転		16 点
過労運転等		16 点
速度超過運転		6 点
放置駐車違反		6 点
積載物重量制限超過車両運転	10 割以上	6 点
	5 割以上 10 割未満	4 点
	5 割未満	2 点
積載物大きさ制限超過車両運転		2 点
積載方法制限超過車両運転		2 点

別表 2

交通事故に付する点数

交 通 事 故 の 種 別	点 数
死亡事故	40 点
傷害事故のうち、当該事故に係る負傷者の治療期間が 3 月以上であるもの又は後遺障害が存するもの	30 点
傷害事故のうち、当該事故に係る負傷者の治療期間が 30 日以上 3 月未満であるもの（後遺障害が存するものを除く。）	20 点
傷害事故のうち、当該事故に係る負傷者の治療期間が 30 日未満であるもの（後遺障害が存するものを除く。）	10 点
建造物損壊事故	

別表 3

処分期間の量定

点数 区分	前歴なし	前歴 1 回	前歴 2 回	前歴 3 回以上
6 ~ 10 点	-	20 日	40 日	60 日
11 ~ 15 点	10 日	30 日	50 日	70 日
16 ~ 20 点	20 日	40 日	60 日	80 日
21 ~ 25 点	30 日	50 日	70 日	90 日
26 ~ 30 点	40 日	60 日	80 日	100 日
31 ~ 35 点	50 日	70 日	90 日	110 日
36 ~ 40 点	60 日	80 日	100 日	120 日
41 ~ 45 点	70 日	90 日	110 日	130 日
46 ~ 50 点	80 日	100 日	120 日	140 日
51 ~ 55 点	90 日	110 日	130 日	150 日
56 ~ 60 点	100 日	120 日	140 日	160 日
61 ~ 65 点	110 日	130 日	150 日	170 日
66 点以上	120 日	140 日	160 日	180 日